## 東庄町国民健康保険保健事業実施計画

(データヘルス計画)

《2019年度~2023年度》



東庄町イメージキャラクター「コジュリンくん」

# 東庄町

## 目 次

1	•	保	建	事	業	:美	施	計	画	の	基	本	的	事	項																		
	(1)	7	背	景	•	E	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)	i	計	画	の	位	置	付	け	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(3)	i	H	画	の	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(4)	i	H	画	の	期	間	-	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(5)	5	実	施	体	:制	j -	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	,	東	İ	町	の	特	性																										
	(1)		人	П	構	成	ζ -	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(2)	1	披	保	険	者	fの	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(3)	3	Ŧ	均	寿	命	ì •	健	康	寿	命	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	<b>(4</b> )	1	t	表	的	な	死	因	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3	•	介	隻	情	報	$\sigma$	分	析	•																								
	(1)	]	要	介	護	認	定	者	<b>ග</b>	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(2)		介	護	保	:陔	第	2	号	被	保	険	者	の	要	介	護	状	態	の	原	因	疾	患	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(3)	]	要	介	護	認	定	者	<b>ග</b>	有	病	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	<b>(4</b> )	]	要	介	護	認	定	者	<b>の</b>	医	療	費	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(5)	]	要	介	護	認	定	者	<b>の</b>	給	付	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(6)		介	護	情	幸	分	·析	1	は	る	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	7
4		医	寮	情	報	O,	分	析	•																								
	(1)	I	医	療	の	状	沅		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(2)		入	院	•	夘	来	別	医	療	費	の	現	状	•	分	析	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	(3)	ī	高	額	1=	な	:る	疾	患	の	レ	セ	プ	۲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	<b>(4</b> )	;	台	療	か	長	典	化	<b>す</b>	-る	疾	患	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	(5)		人	I	透	析	患	者	·の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	(6)	4	生	活	習	慣	病	治	療	者	·の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	1	4
	(7)	1	重	複	•	頻	回	受	診	者	·の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	(8)	1	发	発	医	楽	品	の	普	及	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	(9)	I	医	療	情	幸	分	·析	1	よ	る	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
5	•	健	彡	情	報	O,	分	析	•																								
	(1)	!	持	定	健	:診	の	受	診	状	況	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	1	7
	(2)	!	持	定	保	:個	指	導	の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	٠	•	•	•	•	1	8
	(3)	1	建	診	有	所	f見	者	<b>の</b>	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	O
	<b>(4</b> )	1	建	診	未	受	診	者	<b>の</b>	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
	(5)	5	告	年	者	倜	診			-	•			•				•										•	•		•	2	7

	(6)		健詞	诊'	情	報急	分相	折り	Ξ,	ょ	る	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
6		Ξ	れる	ま	で(	のも	呆住	建圖	事	業	の	取	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
7	!	持	定值	建	康	診す	查等	等多	旲	拖	計	画	(	第	3	期	)																
	(1)		目相	票	値(	のネ	考	えフ	5	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
	(2)		特別	定	健儿	康記	含1	査の	りき	実	施	率	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
			ア	;	対	象	者の	のほ	E	養	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
			1	;	対	象者	者(	のり	見)	入。	み	ح	実	施	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
	(3)		特別	定	保化	健扌	指 <sup>注</sup>	<b>尊</b> (	りき	実	施	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
			ア	;	対	象す	者の	のな	E	養	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
			1			象		-					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	(4)		メ	タ	ボ	リ、	ツ!	クミ	ン:	ン	ド	П	_	ム	該	当	者	及	び	予	備	群	の	減	少	目	標	•	•	•	•	3	3
	(5)		特別	定	健儿	康記	诊1	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
			ア	ļ	特	定值	建厂	康言	含1	查	の	定	義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
			1	;	実	施植	幾	男	. 3	契	約	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
			ウ	;	実	施	诗	切	•	•	•	•	•	•	•	-	-	•	•	•	-	•	-	-	•	•	•	•	•	•	•	3	3
			I	1	健	診	案[	内	. 3	受	診	票	•	•	•	•	•	-	•	•	-	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
			オ	1	健	診(	の	<b>食</b> 3	红	頁	目	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
			カ	;	被	保	険す	者目	ài	2:	負	担	金	額	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
	(6)		特別	定	健儿	康訓	含1	查等	等(	の:	実	施	計	画	及	び	成	果	に	係	る	評	価	•		•	•	•	•	•		3	5
	(7)		計画	画	の!	見ī	直(	し	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
	(8)		計画	画	の:	公表	表	- 月	割组	田	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
8	Ţ	東	庄	町	の	建厂	隶詞	果是	夏	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
9		Ħ	的	•	目	漂(	の	没え	Ē	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
	(1)		目的	約	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
	(2)		目相	漂	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
10	i	果	題角	解	決(	のオ	たと	めの	り	呆	建	事	業	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
11	ı	町	デ-	<b>—</b>	タ・	<b>^</b> /	ル	ス言	ΗĪ	画	の	評	価	方	法	の	設	定		•	•	•	•			•	•	•	•	•		4	1
	(1)		全(	体	の	経	年多	変亻	Ł	•	•		•	•	•	•		•	•					•		•	•	•	•	•	•	4	1
	(2)		疾	病	の:	発:	生	伏测	兄(	の	経	年	変	化	•	•		•	•					•		•	•	•	•	•	•	4	1
	(3)		受詞	沴	率	- 7	有序	听月	見	者(	の	経	年	変	化			•	•					•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
12		町	デ-	<b>—</b>	タ・	<b>^</b> /	ル	ス言	ΗĪ	画	の	見	直	し	•	•		•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
13	ť	地	域征	包:	括	ケ、	アリ	二倍	系	る]	取	組	•	•	•	•		•	•					•	•		•	•	•	•	•	4	1
14		事	業	運	営.	上(	の	留意	意	事:	項		•			•	•		•								•	•	•	•		4	1
15			のイ																														

## 1 保健事業実施計画の基本的事項

#### (1)背景•目的

近年、国民健康保険の診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)や特定健康診査結果の電子化が進み、国保データベースシステム(以下「KDBシステム」という。)等の整備が進められ市町村国保及び後期高齢者広域連合(以下「保険者」という。)がこれらのデータを活用し被保険者の健康課題の分析や保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んできています。

こうした中、平成25年6月14日に政府により閣議決定された「日本再興戦略」において、「すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データへルス計画」の策定・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保も同様の取組を行うことを推進する。」とされました。

これまでも、保険者においてレセプトや統計資料等を活用し「特定健康診査等実施計画 (以下「特定健診等実施計画」という。)の策定、見直しを行い保健事業を実施してまい りましたが、今後は、更なる被保険者の健康保持増進に努めていくため、保有しているデ ータを活用しながら、リスクを抱えていない被保険者への働きかけや病気の発症予防から 重症化予防まで網羅的な保健事業を進めていくことなどが求められています。

こうした背景を踏まえ、保健事業の実施等に関する指針(以下「国指針」という。)により、保険者は健康・医療情報を活用しPDCA【計画・実施・評価・改善】サイクル(以下「PDCAサイクル」という。)に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとします。

#### (2)計画の位置付け

東庄町国民健康保険保健事業実施計画(以下「町データへルス計画」という。)は、国民健康保険法第82条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき策定します。本計画は、「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」を踏まえるとともに、東庄町総合計画、東庄町健康増進計画、東庄町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と整合性を図りながら推進していきます。

#### (3)計画の目標

本計画の目標は、健康寿命の延伸と生活の質の向上、医療費の適正化です。そのため医療費が高額となる慢性腎不全の発症を予防します。また、特定健診未受診者を減らし疾病を早期に発見し、重症化を予防します。

#### (4)計画の期間

本計画期間については、関係する計画との整合性を図りながら平成31年度から平成3 5年度までの5年間とします。

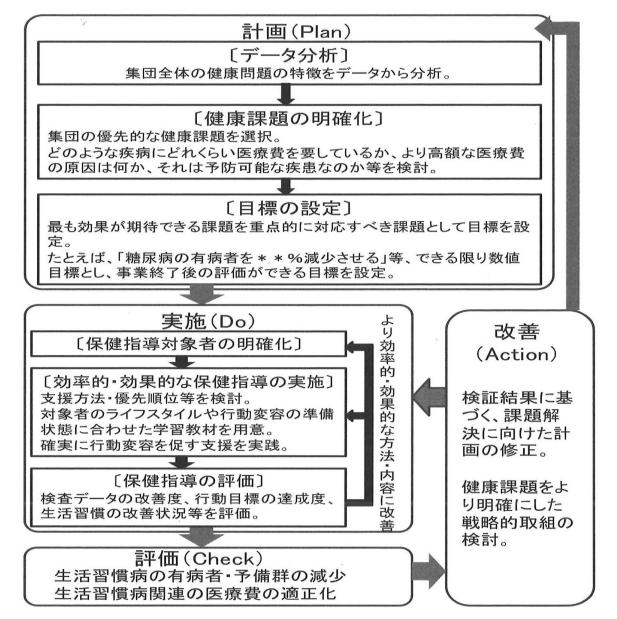
#### (5)実施体制

本計画は、国民健康保険主管課が主体となって行い、保健衛生部門及び介護保険部門主管課との連携を図りながら実施します。

また、東庄町国民健康保険事業の運営に関する協議会や地域医療機関医師の助言を得ながら実施していきます。

図表 1

## 保健事業(健診・保健指導)のPDCAサイクル



出典:標準的な健診・保健指導プログラム (平成30年度版)

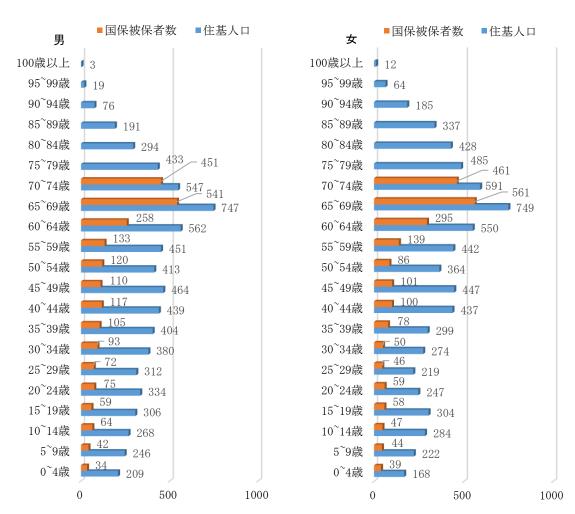
#### 2 東庄町の特性

#### (1)人口構成

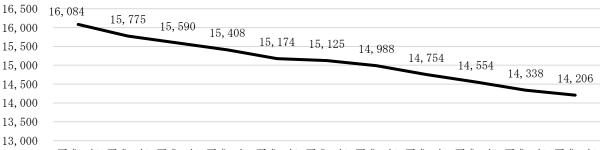
東庄町は、千葉県の北東部に位置し東京から約80km圏で東は銚子市、南は旭市、西は香取市に接しており、北は利根川を隔て茨城県神栖市と接しています。東庄町の範囲は東西約9km・南北約10.5kmで総面積は46.25km です。東庄町の中央は、北総台地の一角をなしており、台地は斜面が森林で上部の平地は畑作に利用され、北部の利根川沿線と南部の干潟八万石の平野部は水田地帯となっています。気候は、温暖で太平洋に近いため黒潮海流の影響を受け、冬は暖かく、夏は涼しく年間平均気温はは、15.5℃です。東庄町の人口は、昭和40年代後半の茨城県鹿島臨海工業地帯の開発に伴い住宅団地の造成等により昭和60年には18,337人と過去最高となりましたが、その後は年々減少し、平成29年度末では14,206人となり減少傾向が続いています。

図表2 平成30年4月1日現在 住基人口及び国保被保者数

単位:人



出典:東庄町住民基本台帳 国民健康保険システム被保者数



平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年

出典:東庄町住民基本台帳

#### (2)被保険者の状況

平成30年4月1日現在、国民健康保険被保険者(以下「被保険者」という。)数は4,438人で全人口に対する加入割合は、31.2%となっています。国民健康保険被保険者数は、年々減少傾向にあります。

図表4 東庄町国民健康保険加入者の推移(各年度4月1日)

年度	人口	世帯数	国保世帯数	被保険者数	加入割合	内40~64歳	内65~74歳
十戊	(人)	臣'市'奴	国体色市数	(人)	(%)	(人)	(人)
20	16,084	4,788	2,864	6,151	38.2	4,448	1,703
21	15,775	4,810	2,856	6,053	38.4	4,347	1,706
22	15,590	4,834	2,848	5,954	38.2	4,287	1,667
23	15,408	4,845	2,870	5,827	37.8	4,113	1,714
24	15,174	4,858	2,829	5,642	37.2	3,840	1,802
25	15,125	4,984	2,799	5,429	35.9	3,566	1,863
26	14,988	5,031	2,782	5,297	35.3	3,346	1,951
27	14,754	5,052	2,751	5,097	34.5	3,080	2,017
28	14,554	5,082	2,585	4,679	32.1	2,688	1,991
29	14,338	5,097	2,489	4,438	31.0	2,440	1,998

出典:東庄町住民基本台帳 国民健康保険事業報告書

#### (3)平均寿命・健康寿命

東庄町の平均寿命(平成29年度累計)は、男性78.9歳、女性86.1歳となっています。

性別で比較してみますと、男性は、県、同規模保険者、国に比較すると低い状況になっています。女性は、県、同規模保険者、国と比較して同じくらいの平均寿命となっています。

また、日常生活が制限されることなく送れる期間を示す健康寿命については、平均 寿命と健康寿命を比較すると男性は13.9歳、女性は19.3歳と差があることが わかります。

図表5 東庄町と県・同規模保険者・国の平均寿命比較(平成29年度累計) 単位:歳

平均寿命	東庄町	県	同規模	国
男	78.9	79.9	79.4	79.6
女	86.1	86.2	86.4	86.4

出典: KDB帳票 地域の全体像の把握

※図表5 同規模保険者とは、人口10,000人~15,000人未満の保険者

図表6 東庄町と県・同規模保険者・国の健康寿命 (平成29年度累計) 単位:歳

健康寿命	東庄町	県	同規模	国
男	65.0	65.4	65.1	65.2
女	66.8	67.0	66.8	66.8

出典: KDB帳票 地域の全体像の把握

※図表6 同規模保険者とは、人口10,000人~15,000人未満の保険者

## (4)代表的な死因

主な死亡の状況として、もっとも多いのは「がん」で47.3%、次いで「心臓病」30.4%、次いで「脳疾患」19.6%となっています。「がん」については、県 (49.0%)・国 (50.1%) の平均より低いものの、「心臓病」、「脳疾患」については、いずれも県・同規模保険者・国よりも高い状況となっています。

図表7 代表的な死因構成割合上位3位について(平成29年度)

単位:%

死因	東庄町	県	同規模	玉
がん	47.3	49.0	46.5	50.1
心臓病	30.4	29.4	28.4	26.5
脳疾患	19.6	13.8	17.1	15.2

出典: KDB帳票 地域の全体像の把握

※図表7 同規模保険者とは、人口10,000人~15,000人未満の保険者

## 3 介護情報の分析

## (1)要介護認定者の状況

東庄町の介護保険第1号被保険者(65歳以上)の認定率は、15.8%となっており、同規模保険者では、19.1%、県では、16.4%、国では、18.9%となり、比較すると認定率は低い状況となっています。

また、第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の認定率は、0.5%となっており、 同規模保険者・県・国と比較すると僅かに高い状況となっています。

図表8 介護保険認定者比較(平成30年5月末)

介	種別		東庄町	•	Ē	見規模保険者			県	•		围	•	
護	(生力)	被保険者数	実数(人)	割合 (%)	被保険者数	実数(人)	割合 (%)	被保険者数	実数(人)	割合 (%)	被保険者数	実数(人)	割合	(%)
保	1号認定者数	4,831	763	15.8	587,567	111,089	19.1	1,584,419	260,597	16.4	32,124,242	6,057,792		18.9
険	2号認定者数	4,875	23	0.5	582,100	2,348	0.4	2,103,646	8,133	0.4	40,528,596	151,407		0.4

出典: KDB帳票 要介護 (支援) 者認定状況

※図表8 同規模保険者とは、人口10,000人~15,000人未満の保険者

#### (2)介護保険第2号被保険者の要介護状態の原因疾患

介護保険第2号被保険者の要介護状態の原因疾患を見てみると、一番多い疾患は脳血管疾患関連が18名となっています。

図表9 介護保険第2号被保険者の要介護状態の原因疾患(平成30年3月末現在)

疾 病 名 称	人 数	割合 (%)
脳血管疾患関連	18人	85.7
糖尿病関連	1人	4.8
変形性関節症関連	2人	9. 5
合 計	21人	100.0

出典:東庄町介護保険係資料

#### (3)要介護認定者の有病状況

要介護認定者の主な有病状況を見てみると、一番多い疾患は心臓病、次に筋・骨格、糖尿病の割合が高くなっています。

図表10 要介護認定を受けている者の有病状況(平成29年度累計)

	疾	患	名	実数(人)	割合 (%)
	心	臓	病	4 1 1	52.5
有病状況	筋	• 骨	格	3 5 4	45.5
※重複あり	糖	尿	病	2 4 5	30.1
	精	神疾	患	206	26.8
	脳	疾	患	176	22.3

出典: KDB帳票 要介護 (支援) 者認定状況

#### (4)要介護認定者の医療費

介護保険を受けている人と受けてない人の医療費を比較すると、認定を受けている 人は、3,412円受けていない人に比べ高くなっています。

また、東庄町の介護保険の受給者については、県・同規模保険者・国平均と比較すると医療費は低くなっています。

図表11 介護保険を受けている人と受けていない人の医療費の比較(平成29年度累計)

単位:円

	東庄町	県	同規模	国
要介護認定者医療費 (40歳以上)	8, 514	9, 766	10,233	9, 965
要介護認定なし医療費 (40歳以上)	5, 102	4,954	5, 4 2 5	5,201

※図表11 同規模保険者とは、人口10,000人~15,000人未満の保険者

出典: KDB帳票 地域の全体像の把握(医科、歯科の合計)

#### (5)要介護認定者の給付状況

1件当たりの介護給付費額は、居宅・施設サービスとも県・同規模保険者・国と比較し低い状況です。

図表12 介護給付費の内訳(平成29年度累計)

単位:円

給	付費の種類	東庄町	県	同規模	国
14	件当たり給付費 (全体)	69, 440	60, 172	74, 249	62, 965
	居宅サービス	40, 587	41, 490	45, 682	43, 047
	施設サービス	267, 923	284, 593	284, 241	288, 530

※図表12同規模保険者とは、人口10,000人~15,000人未満の保険者

出典: KDB帳票 地域の全体像の把握

## (6)介護情報分析による課題

要介護認定率を見ると、第1号被保険者は、県・同規模保険者・国と比較すると低くなっていますが、潜在的な対象者も居ることから今後も認定率は上昇することが予想されます。第1号被保険者の有病状況は、心臓病、筋・骨格(関節症関連)、糖尿病に関する疾患が高くなっています。

また、第2号被保険者の認定率は、県・同規模保険者・国と比較すると僅かに高くなっており、若い世代から介護給付を受ける割合が多くなると、それに伴い給付費が増加することが予想されます。

第2号被保険者の要介護認定者原因疾患を見ると脳血管症により要介護状態となる者が8割以上を占めます。脳血管疾患は、高血圧と関連があることが分かっているため、若い世代から高血圧予防対策を実施することで第2号被保険者が要介護状態になることを防ぐことができ介護給付費の抑制につながると考えます。

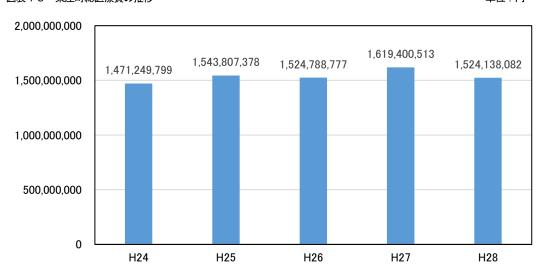
## 4 医療情報の分析

## (1)医療の状況

東庄町の総医療費は増加傾向にあり、一人あたり総医療費についても年々増加しています。

図表13 東庄町総医療費の推移

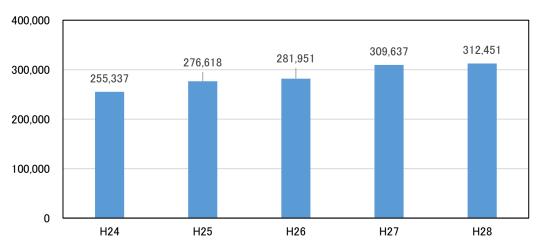
単位:円



出典:平成25~29年度版 国民健康保険の概況

図表14 東庄町一人あたり総医療費

単位:円



出典:平成25~29年度版 国民健康保険の概況

※一人あたり総医療費:療養諸費費用額を年間平均被保険者数で除した額

平成29年度における、一人当たり医療費額の月平均は20,790円で、同規模保険者平均、県平均、国平均と比較して低い状況にあります。

図表15 一人あたり医療費の比較(平成29年度)

単位:円

1人当たり	東庄町	同規模保険者平均	県内平均	国平均
総医療費(円)	20, 790	27, 686	23, 916	25, 032

出典: KDB帳票 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題

※図表15 同規模保険者とは、人口10,000人~15,000人未満の保険者

入院レセプトの件数はレセプト全体の2.6%程度ですが、費用額としては総医療費の37.1%を占めています。

図表16 総医療費に占める外来・入院の費用割合と受診率

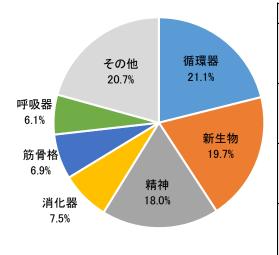
	費用割合	受診 率
外来	62. 9%	97. 4%
入 院	37. 1%	2. 6%

出典: KDB帳票 地域の全体像の把握

## (2)入院・外来別医療費の現状・分析

入院における医療費の割合は循環器が最も多く、これに悪性新生物、精神疾患が続きます。

図表17 平成29年度における疾病別の医療費割合と内訳(入院)

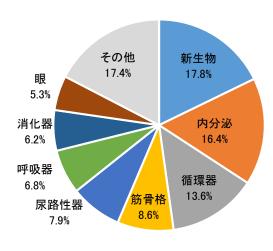


区分	割合	詳細内訳	割合
		その他の心疾患	5.6%
循環器	21.1%	脳梗塞	5.6%
		その他の循環器系疾患	5.1%
		その他の悪性新生物	5.8%
新生物	19.7%	胃の悪性新生物	5.7%
		悪性リンパ腫	1.7%
		統合失調症、妄想性障害	11.7%
精神	18.0%	気分(感情)障害	3.0%
		知的障害(精神遅滞)	1.1%
		その他の消化器系疾患	3.9%
消化器	7.5%	胆石症及び胆のう炎	1.6%
		胃潰瘍・十二指腸潰瘍	1.2%

出典: KDB帳票 医療費分析 (平成29年度)

外来における医療費の割合は悪性新生物が最も多く、次いで内分泌疾患となっています。

図表18 平成29年度における疾病別の医療費割合と内訳(外来)



区分	割合	詳細内訳	割合
		その他の悪性新生物	4.1%
新生物	17.8%	胃の悪性新生物	3.8%
		気管及び肺の悪性新生物	3.1%
		糖尿病	11.3%
内分泌	16.4%	その他の代謝障害	4.8%
	甲状腺障害	0.3%	
		高血圧性疾患	8.3%
循環器	13.6%	その他の心疾患	3.3%
		虚血性心疾患	1.0%
		炎症性多発性関節障害	2.9%
筋骨格	8.6%	骨の密度及び構造の障害	1.2%
		関節症	1.1%

出典: KDB帳票 医療費分析 (平成29年度)

※図表17、18における詳細内訳の割合については、各区分の上位3件を記載しています。

高血圧症で通院している患者の割合は年々増加傾向にあり、平成29年5月においては、40歳から74歳までの被保険者の約4人に1人が高血圧症で医療機関を受診しています。

図表19 平成29年度における高血圧症通院患者の割合

		高血圧症						
診療月	被保険者数	全	全 体		歳(再掲)			
		人数	割合	人数	割合			
平成 26 年 5 月	5, 491 人	890 人	16. 2%	884 人	21. 7%			
平成 27 年 5 月	5, 342 人	937 人	17. 5%	928 人	22. 9%			
平成 28 年 5 月	5, 080 人	918人	18. 1%	911人	23. 4%			
平成 29 年 5 月	4, 669 人	879 人	18. 8%	874 人	24. 1%			

出典: KDB帳票 厚労省様式3-3 (抜粋)

平成29年度における入院・外来の医療費を合算すると、糖尿病の割合が一番多く、 次いで高血圧症が多い傾向にあります。

図表20 各疾患における入院・外来の医療費を合算したときの割合(平成29年度)

入 院+外 来									
1位	糖		尿	病	8. 1%				
2 位	高	血	圧	症	5. 3%				
3 位	統	合	失	調症	5. 1%				
4 位	胃		が	6	4. 5%				
5 位	関	節	疾	患	4. 4%				

出典:KDB帳票 医療費分析

## (3)高額になる疾患のレセプト

レセプトのうち、総医療費が80万円以上となる高額レセプトは平成29年度に158件(総費用額:2億1,713万円)ありました。そのうち、がんによるものが55件(費用額:7,086万円 総費用額の32.6%)と最も多く、続いて虚血性心疾患(狭心症や心筋梗塞等)によるものが11件(費用額:1,574万円 総費用額の7.2%)となっております。

図表21 費用額80万円以上のレセプトの集計(平成29年度)

	全 体		脳血	脳血管疾患  虚血性心疾患		がん		そ(	の他	
人数	108 人		7人		11 人		35 人		55 人	
入致		100 人	6	6. 5%	1	10. 2%		. 4%	50	. 9%
		158 件	1	2件	13 件		55 件		78	件
		130 1	7. 6%		8. 2%		34. 8%		49. 4%	
		40 歳未満	0件	0. 0%	0件	0. 0%	0件	0. 0%	24 件	30. 8%
件数	<del>/=</del>	40 歳代	0件	0. 0%	0件	0. 0%	1件	1. 8%	0件	0.0%
	年代	50 歳代	2件	16. 7%	0件	0. 0%	5件	9. 1%	0件	0.0%
	別	60 歳代	7件	58. 3%	6件	46. 2%	34 件	61.8%	30 件	38. 5%
		70~74 歳	3件	25. 0%	7件	53. 8%	15 件	27. 3%	24 件	30. 8%
費用額	2億1,713万円		1, 40	06 万円	1, 5	74 万円	7, 08	6万円	1億1,	647 万円
貝用領		1, 110 71	6	6. 5%	7	7. 2%	32	. 6%	53	. 6%

出典: KDB帳票 厚生労働省様式1-1

※最大医療資源傷病名(主病名)で計上

※疾患別(脳・心臓・がん・その他)の人数は同一人物でも主病が異なる場合があるため、合計数とは一致しない。

## (4)治療が長期化する疾患

6か月以上の長期入院疾患については、精神疾患での入院が最も多く、全体の62. 1%を占めております。また、長期入院該当者の中には脳血管疾患や虚血性心疾患を 併発している方もいます。

図表22 6か月以上入院に該当するレセプトの集計(平成29年度)

	_	<i>△</i> /+	全体精神疾患		脳血管疾患	虚血性心疾患
		土作	相种沃思	その他	(併発)	(併発)
	1 * <del>/-</del>	20 1	18 人	11人	4人	3人
	人数	29 人	62. 1%	37. 9%	13. 8%	10. 3%
長期	tal slet	057 <i>I</i> #	188 件	69 件	48 件	15 件
入院	件数	257 件	73. 2%	26. 8%	18. 7%	5. 8%
	費用額	1 億 688 万円	6, 753 万円	3, 935 万円	2,098万円	794 万円
			49. 7%	29. 0%	15. 4%	5. 8%

出典: KDB帳票 厚生労働省様式2-1

※精神疾患については最大医療資源傷病名(主病名)で計上。脳血管疾患・虚血性心疾患は併発症の欄から抽出(重複あり)

## (5)人工透析患者の状況

人工透析患者のうち基礎疾患に糖尿病の診断がある方は、平成30年2月診療分では1人となっています。また、平成29年度における人工透析に関連する医療費総額は5,086万円で、一人あたり医療費は727万円となっています。また、脳血管疾患と虚血性心疾患の診断を受けている方もおり、それぞれ11件(8.9%)、14件(11.4%)となっています。

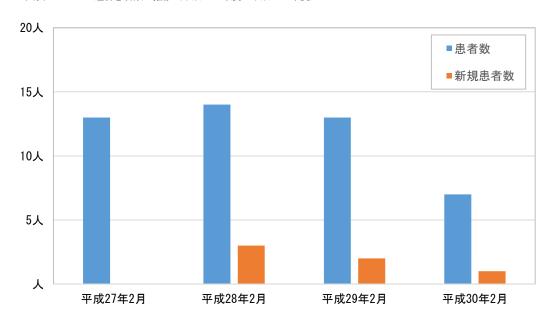
図表23 人工透析患者のレセプト集計(平成29年度)

			糖尿病性腎症	脳血管疾患	虚血性心疾患
平成 30.2	人数	7 1	1人	1人	0人
診療分	八奴	7人	14. 3%	14. 3%	0. 0%
	11L W.L	/ <del>// */-</del> 100 / <del>/-</del>	37 件	11 件	14 件
平成 29 年	件数	123 件	30. 1%	8. 9%	11. 4%
度累計	度累計 費用額	5, 086 万円	1,300万円	442 万円	424 万円
			25. 6%	8. 7%	8. 3%

出典: KDB帳票 厚生労働省様式3-7、2-2

※糖尿病性腎症は人工透析患者のうち基礎疾患に糖尿病の診断があるものを計上。脳血管疾患・虚血性心疾患は診断名があるものを計上

各年度の2月を基準月とした透析患者数は、平成26年度から平成28年度まではほぼ横ばいとなっておりましたが、平成29年度には7人となっています。これは、国民健康保険の被保険者であった者が他保険へ移行したためと考えられます。



図表24 人工透析患者数の推移(平成26年度~平成29年度)

出典: KDB帳票 厚生労働省様式2-2

図表25 平成27年度以降の人工透析患者数と新規患者数

基準年月	患者数	新規
平成 27 年 2 月	13 人	-
平成 28 年 2 月	14 人	3 人
平成 29 年 2 月	13 人	2人
平成 30 年 2 月	7人	1人

出典: KDB帳票 厚生労働省様式2-2

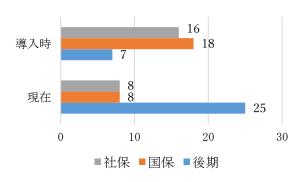
平成30年4月1日現在での身体障害者手帳交付数は584件で、うち腎機能障害の者は、41件(7.0%)でした。腎機能障害の者は40人が1級で、1級交付者全体の27%を占めます。また、透析導入期間をみると、5年以内が半数を占めますが、4人は21年以上となっています。

図表26 身体障害者手帳交付状況

	交付数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
身体障害者手帳全体	584	148	90	117	164	20	34	11
うち腎機能障害	41	40	0	1	0	0	0	0

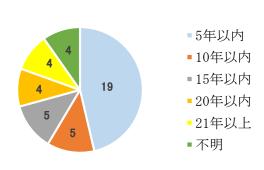
出典:東庄町健康福祉課障害手帳交付台帳

図表27 人工透析患者の保険種別 単位:人



出典:東庄町町民課資料

図表28 人工透析導入後の年数 単位:人



出典:東庄町健康福祉課障害手帳交付台帳

#### (6)生活習慣病治療者の状況

平成30年1月診療分の生活習慣病治療者は1,514人、うち高血圧症が836人(55.2%)、糖尿病596人(39.4%)、脂質異常症668人(44.1%)となっています。また、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症治療者のうち、高血圧の診断がある方は75%を超えています。

図表29 生活習慣病の治療者数と各疾患の構成割合

		人数	脳血管疾患	虚血性心疾患	糖尿病性腎症
生活	生活習慣病 治療者数		117人	114人	27 人
治療			7. 7%	7. 5%	1. 8%
++	基礎疾患との重なり	836 人	90人	97 人	21 人
基礎		55. 2%	76. 9%	85. 1%	77. 8%
きまし	## E-/e-	596 人	70 人	70 人	27 人
の	糖尿病	39. 4%	59. 8%	61. 4%	100.0%
<u>睾</u>   な	脂質	668 人	76 人	83 人	25 人
9	異常症	44. 1%	65. 0%	72. 8%	92. 6%

出典: KDB帳票 厚生労働省様式3-2、3-3、3-4

## (7)重複・頻回受診者の状況

重複受診者はグループ2に該当する方が最も多く、グループ3、4の該当者は集計を 行った3か月についてはいませんでした。また、頻回受診者のうち3か月継続して受 診していた方はほぼ半数という結果でした。

図表30 重複・頻回受診者の集計(平成29年度6月~8月受診分)

分類※	6 月診療	7月診療	8月診療	3か月継続受診者
重複多受診 Gr①	6	16	0	0
重複多受診 Gr②	34	35	41	0
重複多受診 Gr③	0	0	0	0
重複多受診 Gr④	0	0	0	0
頻回受診者	26	24	22	12

出典:千葉県国保連合会 重複・頻回受診者該当リスト

※重複多受診 Gr①: 内服薬で重複医療機関が2つ

重複多受診 Gr②: 外用薬で重複医療機関が2つ

重複多受診 Gr③: 内服薬で重複医療機関が3つ以上 重複多受診 Gr④: 外用薬で重複医療機関が3つ以上

頻回受診者:同月・同医療機関の診療実日数が8日以上

## (8)後発医薬品の普及状況

東庄町国民健康保険では、平成27年6月から現在まで年3回、後発医薬品差額通知を発送し、被保険者に切り替え可能な後発医薬品があることを情報提供しております。通知は、先発医薬品から後発医薬品へ変更した場合に被保険者一人あたり400円以上の差額があり、投与期間が15日以上となっている方を対象に送付しています。

図表31後発医薬品差額通知の通知数と年度ごとの使用割合

年度	通知数	使用割合(3月審査分)	前年度比
平成 27	875	63. 2%	-
平成 28	655	68. 9%	5. 7 ポイント増
平成 29	346	71. 9%	3.0 ポイント増

出典: 千葉県国保連合会 数量シェア集計表

#### (9)医療情報分析による課題

入院・外来別医療費の現状、高額レセプトの請求状況、6か月以上の長期入院となる疾患、人工透析患者の状況、生活習慣病治療者の状況について検討を行ったところ、東 庄町国民健康保険において次のような課題があげられました。

- ①入院・外来を合わせた治療のなかで、医療費が最も多くかかっている疾患は糖尿病であり、これが重症化すると慢性腎不全の原因となります。
- ②医療費総額が80万円以上の高額レセプトは、がんの治療によるものが158件中55件と3分の1を占めています。
- ③東庄町国民健康保険における、患者1人が1年間で人工透析にかかる医療費は72 7万円と高額であり、保険者の医療費負担、患者本人の様々な負担が多くなります。

以上3つの点より検討すると、東庄町で医療費が増大する要因としては、生活習慣病の罹患が考えられます。これは、食生活や運動の習慣等、日々の生活状況の見直しを行うことで、発症リスクの低下や重症化の防ぐことができます。そのため、定期的に特定健診を受診することで異常を発見し、早い段階での生活改善指導が医療費増加抑制のための大切な役割を担うと考えます。

## 5 健診情報の分析

## (1)特定健診の受診状況

特定健診の受診状況は、県平均を上回る50%台となっていますが、国が目標とする60%には届かない状況です。

図表32 国民健康保険特定健診受診率推移

単位:人、%

実施年度	対象者	受診者	町受診率	県平均受診率
平成 20	4, 125	2, 097	50.8	35.8
平成 21	4, 098	2,055	50. 2	35. 0
平成 22	4, 026	1, 987	49. 4	34.8
平成 23	3, 982	1, 908	47. 9	34. 7
平成 24	3, 951	1, 957	49. 5	43. 4
平成 25	3, 863	1, 900	49. 2	36. 5
平成 26	3, 804	1, 954	51. 4	37. 5
平成 27	3, 716	1, 946	52. 4	38. 7
平成 28	3, 448	1, 760	51. 0	県策定中
平成 29	3, 308	1, 781	54. 1	県策定中
平成 30	3, 458	1, 944	56. 2	県策定中

出典:千葉県国保連合会 特定健診・特定保健指導等実施結果状況表

年代別に受診率をみると、男女ともに40歳代の受診率が低くなっています。

図表33 特定健康診査年代別受診率 単位:% 70.0 60.050.0 40.0 30.0 20.0 10.0 0.0 (再) 40-64 (再) 65-74 (再) 40-64 65-74 男性 女性 ■H25 ■H26 ■H27 ■H28

出典:千葉県国保連合会 特定健診·特定保健指導等実施結果状況表

地区別の受診率でみると、神代地区・笹川地区・橘地区・東城地区の中で神代地区及 び東城地区が低くなっています。

 図表34
 平成30年度特定健康診査地区別受診率(暫定値)
 単位:%

 80
 65.7
 64.5

 60
 46.2

 40
 37.2

 20
 神代
 笹川
 橘
 東城

出典:東庄町特定健康診査受診結果

受診の経過で見ると、過去3年間毎年受診していた被保険者は66%です。3年の内 2回受診者は13%、1回の受診は21%で3分の1は不定期受診となっています。

図表35 平成27年度~平成29年度特定健診受診者内訳

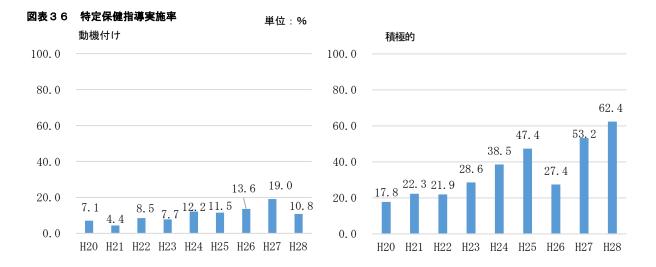
出典:KDB帳票 被保険者管理台帳

## (2)特定保健指導の状況

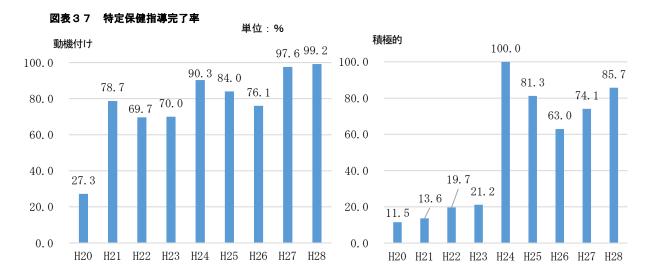
特定保健指導の実施については、実施率は低く特に動機付け支援では目標に及びませんが、完了率では徐々に増えています。しかしながら、次年度も特定保健指導の対象となる者は、6割近くにのぼり生活改善の継続が課題です。

※実施率:特定保健指導対象者のうち終了した者の割合

※完了率:特定保健指導を利用した者のうち終了した者の割合



出典: 千葉県国保連合会 特定健診·特定保健指導等実施結果状況表



出典:千葉県国保連合会 特定健診・特定保健指導等実施結果状況表

図表38 平成29年度特定保健指導利用者の経過 (利用者157人)



出典:東庄町町民課資料

## (3)健診有所見者の状況

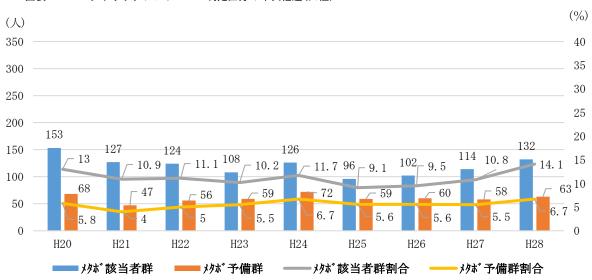
特定健康診査の結果メタボリックシンドローム該当者・メタボリックシンドローム 予備群ともに男性の方が多くみられます。また平成25年以降徐々に増加の傾向にあります。

有所見症状の内訳をみると、予備群では血圧及び血糖が増加傾向にあります。該当者では、血圧・脂質・血糖のすべてが高い人が多くみられます。



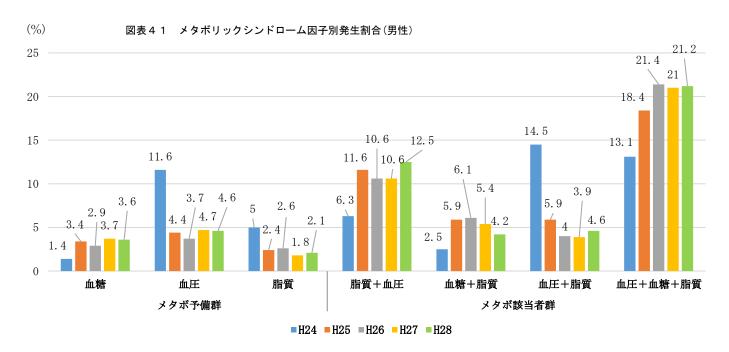
図表39 メタボリックシンドローム判定区分の年次経過(男性)

出典:千葉県国保連合会 特定健診·特定保健指導等実施結果状況表

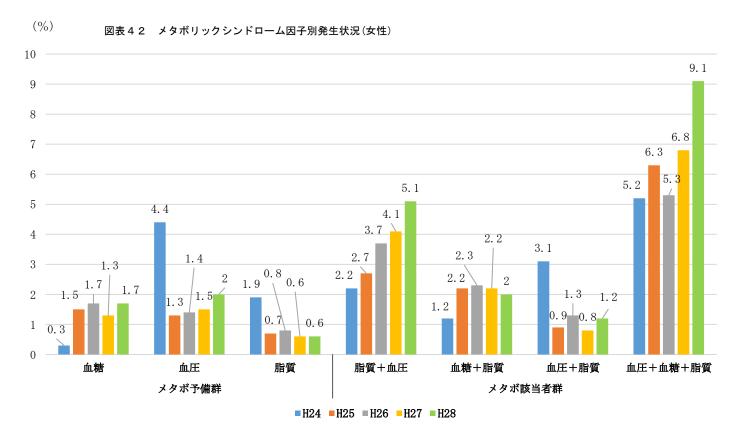


図表40 メタボリックシンドローム判定区分の年次経過(女性)

出典:千葉県国保連合会 特定健診·特定保健指導等実施結果状況表



出典:千葉県国保連合会 特定健診·特定保健指導等実施結果状況表

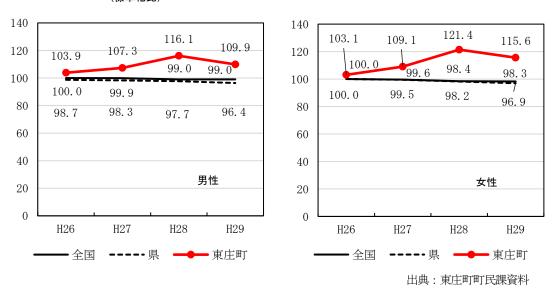


出典:千葉県国保連合会 特定健診・特定保健指導等実施結果状況表

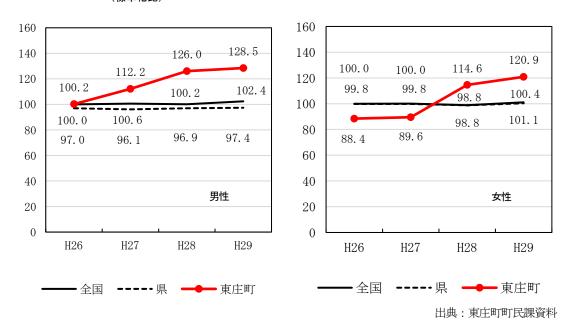
### (血圧)

血圧の高い人の割合は、県・国と比べ多くなっています。特に拡張期血圧が高い人の割合が増えています。

図表43 収縮期血圧130以上の者 (標準化比)



図表44 拡張期血圧85以上の者 (標準化比)

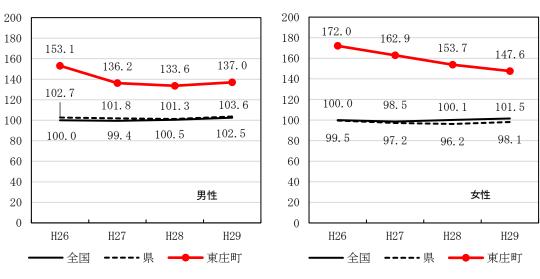


※標準化比:平成26年の全国平均を100として相対的な比を表しています。各集団の年齢構成による差異を調整(標準化)して比較しています。本データでは国立保健医療科学院特定健診データ分析ソフトウェアを使用しKDBデータ(厚労省様式6-2~7健診有所見者状況)を分析しています。

## (中性脂肪)

中性脂肪が150以上の人の割合で見ると、徐々に減少してはいるものの、国・県と 比べても高い人の割合が高くなっています。

図表 4 5 中性脂肪 1 5 0 以上の者 (標準化比)

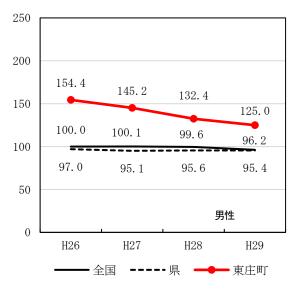


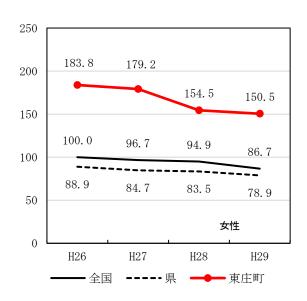
出典:東庄町町民課資料

## (HDLコレステロール)

HDLコレステロールが40未満の割合は徐々に減少していますが、国・県と比べると多くなっています。

図表 4 6 HDLコレステロール 4 0 未満の者 (標準化比)



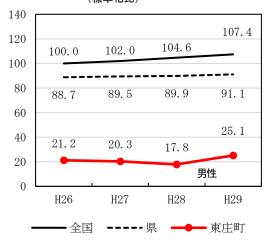


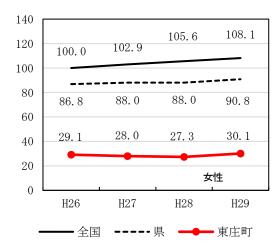
出典:東庄町町民課資料

## (血糖)

血糖値が100以上の者の割合は、国・県と比較して低い率ですが、HbA1cでみると、国・県の割合を上回っています。

図表47 血糖100以上の者 (標準化比)

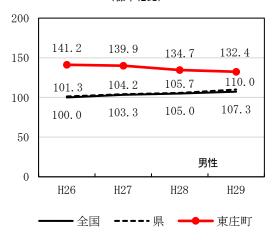


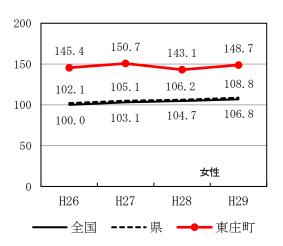


出典:東庄町町民課資料

※血糖値は、検査時点での血糖の値を示します。HbA1cは、概ね過去2か月の血糖値の変動を示す指標です。

図表48 HbA1c5.6以上の者 (標準化比)





出典:東庄町町民課資料

## (特定健診後の医療機関受診状況)

特定健診後に受診が必要と判断された人のうち未受診の割合が県平均よりも高くなっています。

図表49 特定健診受診者の医療機関受診状況(平成29年度)

	千葉県	東庄町
受診勧奨者医療機関未受診率	3. 9%	6.6%
未治療者率	5. 1%	9.6%

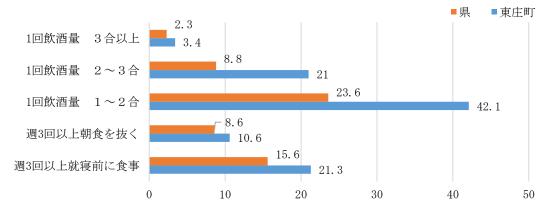
出典: KDB帳票 地域全体の把握

## (問診で見えること)

週3日以上食後にすぐ就寝する、一回の飲酒量が多いなど、メタボリックシンドロームにつながりやすい生活習慣の人が多くみられます。

図表50 特定健診問診から見た生活習慣(平成29年度)





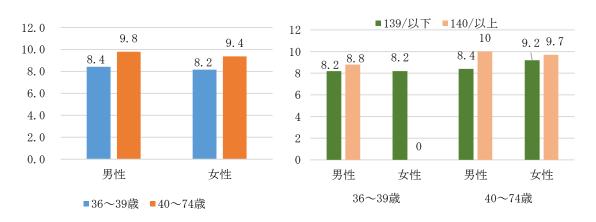
出典:KDB帳票 健診・医療・介護データから見る地域の健康課題

#### (塩分摂取)

特定健診受診者の推算塩分摂取量の平均値で見ると、平成29年度は男性9.8g、女性9.4gで、国の推奨する男性8g、女性7gより多くなっています。36歳から39歳と40歳から74歳の摂取量を比べると、男女ともに40歳から74歳の方が多く摂取しています。また年齢に関係なく、収縮期血圧が高いほうが多く摂取しており、収縮期血圧の高い人は、塩分摂取量も多いという統計上の有意差もみられました。

図表51 塩分摂取の状況 単位:g

図表52 塩分摂取量と収縮期血圧 単位:g



出典:東庄町町民課資料

出典:東庄町町民課資料

※図表52 36歳~39歳女性に収縮期血圧140以上の該当者なし

※有意差: 誤差ではなく差があることを示す。

#### (4)健診未受診者の状況

平成30年度健診未受診者181人のうち過去2年間に健診受診のある者に電話で受診勧奨を行った際、健診を受けない理由として医療機関受診中・人間ドックや職場の診を受診・日程が合わないなどがあげられました。

 図表53
 特定健診を受診しない理由 単位:人 (未受診者181人)

 特になし・不明
 133

 都合が悪い
 4

 人間ドック利用
 8

 医療機関受診中
 22

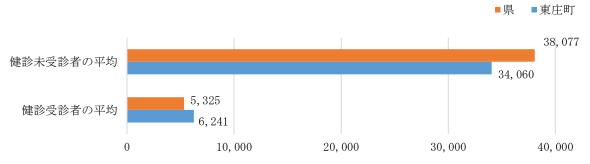
 0
 50
 100
 150

出典:東庄町町民課資料

26

健診受診者と未受診者で、生活習慣病での医療費に27,819円の違いがありました。千葉県平均での違いは32,752円で、県平均より差は小さくなっています。

図表54 健診受診・未受診による生活習慣病等の医療費の比較(平成29年度累計)単位:円

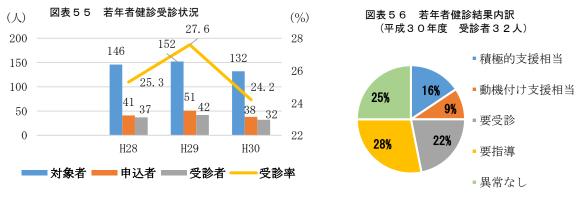


出典: KDB帳票 健診・医療・介護データから見る地域の健康課題

出典:東庄町町民課資料

## (5)若年者健診

平成28年より36歳から39歳までの国民健康保険被保険者に申込制で健康診査を 実施していますが、受診率が極めて低い状況です。受診者のうち異常がなかった者は8 名で全体の4分の1です。



出典:東庄町町民課資料

#### (6)健診情報分析による課題

特定健診・特定保健指導の結果から、次のような問題点がみられました。

- ①特定健診の受診率は低くはありませんが、国や町の掲げる目標値(60%以上)には届いていません。受診者のうち3分の1は時々受診する不定期受診となっています。地区で見ると東城、神代地区の受診率が低くなっています。若年層の健診の受診率は、特に低くなっているため啓発や健診日を増やす必要があります。
- ②特定保健指導の実施率は、国・町の掲げる目標値(45%以上)を下回っています。 完了率は低くありませんが、次年度まで生活習慣の改善が継続できなかったり、改善 の幅が低かった者が多いといえます。
- ③メタボリックシンドロームの判定結果で見ると、やや増加の傾向にあり、血圧(特に拡張期血圧)の高い者が多くなっています。血糖では、HbA1cの高い者や中性脂肪の高い者が多い状況です。脂質・血圧・血糖がそろって異常値を示す者の割合も高く、食事や間食の取り方に課題があると推測できます。
- ④塩分摂取が国の推奨値(男:8g、女:7g)より高くなっており、収縮期血圧の高さと相関関係が見られます。

## 6 これまでの保健事業の取組

保健事業の取組【国保:町民課で実施】

事業名	目的	実施内容	実 績	課題
	メタボリックシンドローム	集団健診	平成29年度受診率	・未受診者(特に若年
性学体电影术	に起因する生活習慣病の早	6月・10月	54.1%	者層)の受診率向上
特定健康診査	期発見・予防	委託機関		・結果を日常生活に生
		ちば県民保健予防財団		かす働きかけの方法
	健康状態のチェック、異常	国保加入者に対し、費用補助	平成29年度実績 50人	・婦人科等実施できな
人間ドック補助	の早期発見・予防	対象機関:東庄病院	1日コース40人	い分野がある。
			1泊コース10人	
	特定健康診査の結果、メタ	建烷的土拉 新桃山江土拉之	平成29年度実施率	・動機付け支援の参加
杜/ <del></del> /□ / <del> </del> /   /	ボリックシンドロームのリ	積極的支援・動機付け支援を	積極的 49.4%	者が減少
特定保健指導	スクに応じ生活習慣の改善	委託により実施 委託機関: 千葉薬品	動機付け56.3%	・指導による生活改善
	のための指導を行う。	安武機関:十条采加		の継続実施
	結果を予防・早期治療に生	・ 要医療者の受診勧奨	・受診勧奨35人	・対象者の選定
特定健診に関する	かすための支援を行う。	• 健診時面接	(紹介状発行者)	・健診機会のメリット
特定性的に関する 指導事業		平成29年度は、前年度特	• 健診時面接	を最大に生かす対象
相等事未		定保健指導未参加者を対象	116人(平成29年度)	
		平成30年度は、前年度特	133人(平成30年度)	
		定保健指導参加者を対象		
	若年層に健康の関心を呼び	36歳から39歳の国保加入	平成30年度	・受診者が伸びない。
若年者健診	かけるとともに異常の早期	者に対して特定健診と同じ内	受診数 32人	・結果に対する指導機
	発見を行う。	容で実施	対象者 132人	会の不足
後発医薬品	後発医薬品への切り替えに	年3回	平成29年度 346通	・通知による効果測定
差額通知	よる患者負担の軽減と医療			が実施できていない。
/上4000000	費削減を図る。			
	健康づくりについての啓発	・東庄ふれあいまつりで健康	東庄ふれあいまつり	・東庄ふれあいまつり
	を行い、自発的な生活習慣	づくりの啓発	健康づくりコーナー	の健康づくりコーナー
	改善を働きかける。	・税申告期相談会場待合席に	参加者(平成30年度)	では、不特定多数を対
健康づくり啓発		設置し脳年齢や握力などを自	延べ401人	象とするため効果の判
庭家 ラくり石元		由測定		定が難しい。
				・自由測定のため、結
				果についての指導機会
				の確保が困難

## 保健事業の取組【保健:健康福祉課で実施】平成29年度

事業名	目的	実施内容	実 績	課題
がん検診	がんの早期発見・早期治療	期間:毎年4月~11月 実施機関:委託医療機関 (集団)	受診率 胃がん 13.5% 肺がん 35.9% 大腸がん 22.1% 子宮頸がん 12.0% 乳がん 34.7% 前立腺がん18.7%	がん死亡率の低下
高 血 圧 教 室	高血圧の予防・改善	毎年10月	7人	参加者の高齢化
コレステロール教室	脂質代謝異常症の予 防・改善	毎年10月	17人	参加者の減少
糖尿病教室	糖尿病の予防・改善	毎年10月(2回)	13人	参加者の減少
3 5 歳節目健診	健診機会の少ない若 年者に健診機会を提 供することにより、 生活習慣病予防のた めの健康習慣を身に つけるとともに40 歳からの特定健診保 健指導の動機づけ	毎年10月から11月	30人	若年層の自身の 健康管理に対す る意識の希薄
人間ドック補助	病気の早期発見・早期治療	国保加入者以外に対し、 費用の補助。対象機関は 東庄病院	1日コース28人1泊コース21人	受診者の固定化
体 操 教 室	生活習慣病の 予防・改善	毎年6月から2月 (計9回)	実数 11人 延数 46人	参加者の減少
腎臓健康教室	糖尿病性腎症の予防	毎年11月(2回)	1 5人	費用対効果の検 証
成人歯科検診	歯周疾患の早期発見 および口腔保健意識 の向上	毎年10月から12月	1 9人	受診者数の減少
骨粗しょう症検診	ロコモ予防	毎年7月(中学生) 8月(成人女性)	中学生 5 5 人 成人女性 6 3 人	成人女性参加者 の高齢化

#### 7 特定健康診査等実施計画(第3期)

#### (1)目標値の考え方

厚生労働大臣が定めた特定健康診査等実施基本指針の改正案を踏まえ、特定健診実施率の目標については、平成35年度までに特定健康診査実施率60%以上、特定保健指導実施率60%以上を目標とします。

また、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率については、特定保健指導対象 者数の減少とする国の指針を踏まえ、国が示す目標値である25%以上減少を目標とします。

目標値の項目	平成35年度の目標値
特定健診実施率	60%以上
保健指導実施率	60%以上
特定保健指導対象者の減少率	25%以上減少

## (2)特定健康診査の実施率

#### ア対象者の定義

4月1日を基準に国保加入者のうち、特定健康診査の実施年度中に40~74歳となる者で、かつ当該実施年度の一年間を通じて加入しているものを原則とします。

なお、妊産婦その他厚生労働大臣が定めるもの(刑務所入所者、海外在住、長期入 院等告示で規定)は、上記対象者から除きます。

#### イ 対象者の見込みと実施目標

## 国民健康保険の特定健康診査対象者数の推定

単位:人

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	平成30年度	平成31年度	平成 32 年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者	3, 550	3, 475	3, 414	3, 365	3, 327	3, 300

<sup>※2013</sup>年度~2017年度の平均伸び率で推計している。

出典:第3期東庄町国民健康保険特定健康診査等実施計画書

#### 特定健康診査受診者見込み数 国民健康保険特定健康診査対象者数×実施率

単位:人

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
目標人数	1, 846	1, 842	1, 844	1, 851	1, 897	1, 980
実施率(%)	52.0	53.0	54.0	55.0	57.0	60.0

出典:第3期東庄町国民健康保険特定健康診査等実施計画書

## (3)特定保健指導の実施状況

## ア 対象者の定義

特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者が対象となります。健康の保持に努める必要のある者とは、特定健康診査の結果以下の判定に該当する者です。

区分	対 象 者
動機付け支援	① 腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上で、血糖、脂質、血圧のうち1 つが基準値を超え、喫煙暦なしの者 ② 腹囲が基準値に満たない場合でも肥満度が25以上で、血糖、脂質、血圧のうち1つが基準値を超えている者又は2つが基準値を超え、喫煙暦なしの者
積極的支援	① 腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上で、血糖、脂質、血圧のうち 1つが基準値を超え、喫煙歴ありの者 ② 腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上で、血糖、脂質、血圧のうち2 つ以上が基準値を超えている者 ③ 腹囲が基準値に満たない場合でも肥満度が25以上で、血糖、脂質、血 圧の3つ全てが基準値を超えている者

## イ 対象者の見込み

推計方法 保健指導実施対象者・終了者見込数 (実績により対象者数を算出)

単位:人

1						
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者動機	199	198	198	199	204	2 1 3
積極	9 2	9 2	9 2	9 2	9 5	9 9
計	2 9 1	290	290	291	299	3 1 2
終了者動機	109	1 1 1	113	1 1 5	1 2 0	1 2 8
積極	4 1	4 4	4 7	5 0	5 4	5 9
計	150	155	160	165	174	187
実施率(%)	51.5	53.4	55. 2	56.7	58. 2	60.0

出典:第3期東庄町国民健康保険特定健康診査等実施計画書

# (4)メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少目標

国の指針を踏まえ特定保健指導対象者数の減少を指標とします。東庄町でも国が示す目標値

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	平成30年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
特定健診実施率	5 2%以上	5 3%以上	5 4%以上	5 5%以上	5 7%以上	6 0%以上
保健指導実施率	5 0%以上	5 2%以上	5 4%以上	56%以上	58%以上	6 0%以上
特定保健指導	0.00/11/0.00	0.40(1)(1.0	0.44C.114 \0.0.0	0.00/101/02/0	0.40/12113#8/5	O EWDLLAHAL
対象者の減少率	20%以上減少	21%以上減少	22%以上減少	23%以上減少	24%以上減少	2 5%以上減少

出典:第3期東庄町国民健康保険特定健康診査等実施計画書

※2008年度(平成20年度)比で減少率25%以上減少を目標とします。

#### (5)特定健康診査

## ア 特定健康診査の定義

医療保険者が40歳以上75歳未満の被保険者を対象として、毎年度計画的に実施する、メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査を「特定健康診査」とします。

#### イ 実施機関・契約方法

集団方式とし、委託実施機関はちば県民保健予防財団とし、年度ごとに契約を締結します。

# ウ実施時期

毎年6月に実施、未受診であった者を対象に10月に追加の健診を実施します。

# 工 健診案内・受診票

#### ①健診実施通知

特定健康診査の対象者には健診のお知らせとともに毎年5月に受診票等を送付します。

#### ②再勧奨通知

追加健診の勧奨通知を1か月前までに送付します。また、電話による勧奨を実施します。

# オ健診の検査項目

#### ①基本的な項目

- ・問診(既往歴、服薬歴、自覚症状など)
- ・身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
- ·理学的検査(身体診察)
- 血圧測定
- 血液検査

脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) 血糖検査(血糖値、HbA1c) 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)

• 尿檢查 (尿糖、尿蛋白)

# ②詳細な健診項目

- ・貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)
- 心雷図検査
- 眼底検査
- ・血清クレアチニン(特定健康診査受診者全員に実施)
- ③町独自で行う検査
  - 推算塩分摂取量
  - 尿酸

# 詳細な健診項目の選定基準

詳細な健診項目の選定は、下記の条件のもと医師が必要と認めた場合に実施します。

#### 【貧血検査】

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

# 【心電図検査】

当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧140mmHg以上もしくは拡張期血圧90mmHg以上又は問診等で不整脈が疑われる者

#### 【眼底検査】

当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者

<u>ш</u>	圧	収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上	
	和丰:	空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c(NGSP値)	
111.	糖	6.5%以上又は随時血糖値が126mg/dl以上	

ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において血糖検査の基準に該当する者を含みます。

#### カ 被保険者の自己負担金額

健診受診に係る自己負担金額は無料とします。

# (6)特定健康診査等の実施計画及び成果に係る評価

本計画の事業目標に対しての達成状況を毎年確認し、実施体制・実施過程・実施量・ 実施結果の評価と検証を行います。評価の視点は以下をもとに行います。

評価の観点	概要	視点
ストラクチャー	字状の片型	・職員の体制・施設、設備状況
(構造)	実施の体制	・関係機関との連携・予算
プロセス	実施過程	・保健指導の技術・指導プログラム
(過程)	(手順や内容)	・記録状況・対象者の満足度
アウトプット	光效量	・実施の回数・参加数
(実施量)	業務量	・参加率(受診率)・終了率
アウトカム		・個々の目標達成状況
	目標の達成度	・集団の目標達成状況(メタボ率・有
(結果)		病率など)

# (7)計画の見直し

本計画をより実効性の高いものとするために、評価の結果を活用し必要に応じて実施計画の内容を実態に即したものに見直していきます。また、国の動向に応じて随時計画の見直しを行います。

#### (8)計画の公表・周知

この計画は、パブリックコメントを経て東庄町国民健康保険事業の運営に関する協議会において諮問、承認後告示します。

#### 8 東庄町の健康課題

死亡原因として最も多いものはがんですが、心臓疾患や脳疾患等の病名も目立ちます。 糖尿病は、有病率や健診の結果で見ても治療中・予備群ともに多くみられるとともに血 管に病変をもたらす疾病であり、生活習慣との関係が深いものです。要介護認定を受けた 2号被保険者の状況をみても、生活習慣病の対策が重要であるといえます。

また、人工透析を行う患者のうち糖尿病に起因する者は、平成29年度累計値で見ると約3分の1ですが、人工透析は、長期の療養になるため糖尿病の対策を行う事は被保険者の生活の質の維持とともに医療費の高騰を防ぐことにつながるといえます。

さらに、特定健診の結果で見ると受診率は上昇傾向にありますが、生活改善を行い予防するという本来の目的には達していません。町全体の医療費は、県平均と比べて低く抑えられていますが、受診勧奨の対象者のうち受診につながらない者の率が県と比べ高いことを見ると、早期受診によりさらに医療費の抑制を図ることができる可能性があります。

以上のことから、以下を取り組むべき重点課題とします。

- ①生活習慣病のリスクを早期に発見するための特定健康診査未受診者対策
- ②早期発見された病気のリスクを予防に生かすための重症化予防対策 (特に高血圧・糖 尿病)
- ③健康への関心を持ち、将来のリスクを最小限にしていくための若年者の健康づくり

# 9 目的・目標の設定

## (1)目的

この計画の目的は、心臓疾患や脳疾患、糖尿病性腎症の予防に優先的に取り組み、健康格差を縮小していくことにあります。

# (2)目標

- ①中長期的な目標
  - ・高血圧の有病率の減少 40歳から74歳の被保険者に占める高血圧の有病率が22%以下になること を目指します。
  - ・糖尿病の有病率の減少 特定健診でHbA1cが5.6以上の者を標準化比で男性130以下、女性140以下になることを目指します。
  - ・糖尿病を原疾患とする人工透析導入者がでないことを目指す取組

#### ②短期目標

- ・特定健康診査の受診率を特定健康診査等実施計画(第3期)に基づいて達成する 取組
- ・40歳代の特定健診受診率が前年度を超える取組
- ・若年者健診の受診率が毎年2%上昇する取組
- ・特定保健指導修了者の次年度健診時での改善率が前年を超える取組

# 10 課題解決のための保健事業

重点課題①に対する保健事業

事業名	特定健診未受診者対策			
	6月集団健診を未受診だった者	特定健診以外の検査データを収集し、み		
目的	に追加健診の受診を促す。	なし受診として受診率向上を図る。		
対象	追加健診対象者のうち不定期受	6月未受診であった者のうち医療機関受		
X) X	診者等	診の者		
	・ハガキによる受診勧奨(国保	対象者のうち東庄病院を受診者について、		
   内容	連合会との業務委託による未受	業務委託により東庄病院から情報を入手		
	診者対策事業)	する。		
	・不定期受診者への電話勧奨			
実施体制	   町民課職員(国保担当)	町民課職員(国保担当)		
大旭件间	可以收收员(图内15日)	東庄病院		
実施期間	9月	7月から9月		
<del>大</del> 加 为1时	371	12月から2月		
	ストラクチャー	プロセス		
	・担当した職員間での共有は充	・東庄病院との十分な協議で適切な資料		
	分であったか。	を用いて説明ができたか。		
	プロセス	アウトプット		
	・受けない理由の把握	・作業日数		
<b>亚</b> 年	アウトプット	• 情報提供依頼数		
評価方法	・ハガキ発送数	アウトカム		
	• 電話勧奨数	・東庄病院の協力体制の変化		
	アウトカム	• 情報提供数		
	• 申込者数			
	• 受診者数			
	• 受診率			

重点課題②に対する保健事業

■ ははははは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ						
事業名	糖尿病重症化予防	減塩普及	生活習慣改善			
	糖尿病の疑いで放置する者を	塩分の摂取過剰に対し	生活習慣を改善しメタボ			
目的	減らすとともに合併症の発生	て関心を高め、減塩行	リックシンドローム等を			
	を減らす。	動を促す。	防ぐ。			
	・糖尿病性腎症重症化予防プ	町民(国保被保険者含	・非肥満かつ血液検査リ			
対 象	ログラム対象者	む)	スク者等			
	・治療中断者		・国保被保険者			
	・糖尿性腎症重症化予防プロ	・健診での塩分摂取量	・健診時の指導			
	グラムの実施(健診結果で要受診	測定	・特定保健指導の実施			
中 宏	勧奨となった者への勧奨・糖尿病性	・測定結果による個々	・運動指導			
内 容	腎症の予防・治療中断の可能性のあ	への指導				
	る者への継続受診勧奨)	・減塩についての啓発				
	・糖尿病についての啓発					
	町民課職員(国保担当)	町民課職員(国保担当)	町民課職員(国保担当)			
実施体制	健康福祉課職員	健康福祉課職員	委託事業者等			
		委託事業者等				
実施期間	随時	随時	7月から2月			
	ストラクチャー	ストラクチャー	ストラクチャー			
	・担当した職員との共有は充	・担当した職員との共	・担当した職員との共有			
	分であったか。	有は充分であったか。	は充分であったか。			
	・打合せは十分できたか。	・打合せは十分できた	・打合せは十分できたか。			
	・医療機関と連携をはかれたか。	カも。	プロセス			
	プロセス	プロセス	<ul><li>対象者の反応(指導場</li></ul>			
	・対象者の反応(指導場面での言動)	・対象者の反応(アン	面での言動)			
	アウトプット	ケート・指導場面での	アウトプット			
評価方法	・健診要受診勧奨者への勧奨数	言動)	・健診時の指導実施数			
	• 糖尿病性腎症予防実施数	アウトプット	・特定保健指導の実施数			
	・治療中断の可能性のある者	• 検査実施数	・運動指導実施数			
	への継続受診勧奨実施数	・ 啓発方法及び回数	アウトカム			
	・啓発方法及び回数	アウトカム	・運動指導前後での体重			
	アウトカム	・ 平均値の変化	等計測値の変化			
	• 医療機関受診率	・ 次年度健診での検査	・次年度健診での保健指			
	• 受診中断者継続受診率	結果	導レベルの変化			
	・次年度健診での検査結果					

# 重点課題③に対する保健事業

事業名	若年者の受診率向上			
目的	若年層から健康への意識付けを行い生活習慣病を予防する。			
対 象	36歳から39歳の国保被保険者			
内 容	・36歳から39歳を対象に特定健診と同じ内容の健診を行う。			
P1 合	・特定指導相当者への保健指導の実施			
	町民課職員			
実施体制	委託事業者			
	臨時職員等			
実施期間	6月			
	10月(追加日程)			
	ストラクチャー			
	・担当した職員との共有は充分であったか。			
	・打合せは十分できたか。			
	プロセス			
	・記録様式及び管理方法が適切だったか			
評価方法	・対象者の反応(指導場面における対象者の言動)			
	アウトプット			
	・対象者、受診者			
	アウトカム			
	<ul><li>受診率</li></ul>			
	・継続受診率 (前年度受診者の受診率)			
	・保健指導者の次年度健診での検査結果及び生活習慣の変化			
	(問診内容の変化)			

#### 11 町データヘルス計画の評価方法の設定

町データヘルス計画の評価は、「9 **目的・目標の設定」**で述べた視点に基づき、保健 事業の評価及び短期目標について毎年度評価し、必要な計画の修正を行い平成35年度末 をもって中長期目標を評価します。

# (1)全体の経年変化

評価は、KDBシステムデータ等に基づき毎年行い、国・県・同規模団体との比較を 行います。

(2)疾病の発生状況の経年変化

評価は、KDBシステム等を活用し、人工透析導入患者を確認し経年変化を見ます。

(3)受診率・有所見者の経年変化

評価は、千葉県国民健康保険団体連合会より発行される年度ごとの特定健診・特定保 健指導等実施結果状況表を用いて経年変化を見ます。

# 12 町データヘルス計画の見直し

「10 課題解決のための保健事業」の各項目については、PDCAサイクルにより評価と改善検討によって毎年度見直しを行います。

#### 13 地域包括ケアに係る取組

地域包括ケアを統括する健康福祉課と連携をとり、地域包括ケアの推進を目指します。

#### 14 事業運営上の留意事項

本計画の保健事業を運営するにあたり、国民健康保険部門、保健衛生部門、介護保険部門等関係セクションと共通認識を持ち、連携を図り課題解決に取り組みます。

#### 15 その他

個人情報の保護

東庄町における個人情報の取扱いは、東庄町個人情報保護条例(平成17年3月16日条例第3号)によるものとします。

・データヘルス計画の公表・周知

策定した計画は、町のホームページなどにより公表し周知を図ります。

# 東庄町国民健康保険保健事業実施計画用語集

NO···出自順番号

頁・・・初見となる該当ページ

用語・・・計画内で書かれている用語・単語・名称等

解説・・・上記「用語」の内容説明、解説等

No	頁	用 語	東庄町 アーダヘルス計画用
1	1	レセプト (診療報酬明細書) (調剤報酬明細書)	患者が受けた診療について、医療機関が保険者に請求する医療費の明細書。患者の氏名、保険者番号や病名等の個人情報と診療報酬点数、療養の給付、食事・生活療養の情報で構成されている。医科、歯科の場合が診療報酬明細書、薬局が調剤した場合を調剤報酬明細書という。
2	1	国保データベース システム(KDB)	国保中央会が開発したデータ分析システム。国保被保険者の医療費だけで はなく健診情報や介護保険情報も併せて分析できる。
3	1	日本再興戦略	平成25年6月14日に閣議決定され、経済成長に向けて民間活力を引き出すことを主目的に産業基盤の強化策を打ち出した成長戦略。安倍政権の経済政策であるアベノミクスの3本の矢(第1の矢:「大胆な金融政策」、第2の矢:「機動的な財政政策」)のうち第3の矢といわれ、健康長寿社会の実現目指している。
4	1	保健事業実施計画 (データヘルス計画)	特定健診の結果やレセプト等の医療データ、介護保険の認定状況等を活用し、PDCAサイクルの考えに基づき効果的かつ効率的な保健事業を行うための実施計画。
5	1	PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action (改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
6	1	国民健康保険法	国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする日本の法律。昭和13年4月1日法律第51国健康保険法60号として制定され、健康保険法によって対象から外されていた農民層の救済を目的とした。昭和33年に全部改正され市町村運営方式となり、昭和36年に国民すべてが公的医療保険に加入する国民皆保険体制が整えられた。
7	1	二十一世紀における第二次 国民健康づくり運動 (健康日本21)	壮年期の死亡の減少や健康寿命の延伸を実現し、全ての人の生活の質の向上を図ることを目的としている。特に生活習慣病の一次予防に重点を置き、個人が主体的に健康づくりに取り組むことを重視し、科学的根拠に基づき対象者を明確にした上で、地域の実情に即した目標を設定して取り組むために策定された計画。
8	1	東庄町総合計画	まちづくりの基本理念や将来像、具体的な施策などについて中長期的な視点から策定した計画。町が策定する各種計画の上位計画として位置づけられる。
9	1	健康増進計画	「健康日本21」に基づき健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防などの方 向性を示した計画。
10	1	高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8に基づく老人居宅支援事業及び老人福祉施設による 事業の供給体制の確保に関する計画。
11	1	介護保険事業計画	介護保険法第117条に基づき、介護を必要とする被保険者を対象に介護サービス基盤の整備を計画的に進めるための基本となる実施計画。介護を必要とする被保険者が安心して暮らせるための介護サービス基盤の整備を目的とする。市町村が策定するものと都道府県が作成するものがある。
12	1	健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。 平均寿命から介護(自立した生活ができない)年数を引いた数が健康寿命に なる。
13	2	国民健康保険事業の 運営に関する協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置されている機関。国民健康保険法第11条第2項で市町村に設置することと規定されている。

No	頁		東庄町データヘルス計画用語集 解 説
		, 13 НН	高齢者の介護サービスや介護支援を保障するための社会保険制度の一種。
			平成12年に施行された介護保険法に基づいて実施されるもので、市町村が
14	6	介 護 保 険	運営し、被保険者はその住民で65歳以上の者(第1号被保険者)と、40歳以上
			65歳未満で医療保険に加入している者(第2号被保険者)とに分類される。
			の3成木両で医療床機に加入している有(第25-100 床)とに力類される。
15	6	要介護認定者	支切ないと介護福刊・リービスを利用することができない。安介護総定者  は65歳以上の要介護1号認定者と40歳から65歳未満の要介護2号認定者に分
			類される。
			頭蓋内の血管(血流)に異常が発生し、出血による炎症・圧排または虚血に
16	6	脳血管疾患	よる脳組織の障害により発症する病気の総称。脳の血管が破れて出血する
			脳出血、クモ膜下に出血するクモ膜下出血、脳の血管が詰まる脳梗塞に大
			別され、もやもや病や慢性硬膜下血腫などもこれに分類される。
			ある特定の集団における医療費水準を考える場合の代表的な指標の1つ。本
17	8	一人当たり医療費	計画では、年間医療費をもとに算定している。
	-		一人当たり医療費=医療費総計(または対象となる疾病にかかる総医療費)
			÷国保被保険者数
			遺伝子変異によって自律的で制御されない増殖を行うようになった細胞集
			団(腫瘍)のなかで周囲の組織に浸潤し、または転移を起こす腫瘍。そのほ
		悪性新生物	とんどは無治療のままだと全身に転移して患者を死に至らしめるとされ、
18	9	<ul><li>(がん)</li></ul>	悪性新生物、悪性腫瘍とも呼ばれる。なお、漢字の「癌」は悪性新生物の
		(13 70)	なかでも特に上皮由来の「脳腫(上皮腫)」のことを指し、平仮名の「が
			ん」は、「癌」や「肉腫」、白血病などの血液悪性腫瘍も含めた広義的な
			意味で悪性新生物を表す言葉としてつかわれている。
			心臓を動かしている筋肉である心筋への血液の流れが低下、または遮断さ
19	11	市 市 州 ふ 佐 里	れ心臓に障害が起こる疾患の総称。主な疾患は、狭心症と心筋梗塞で、冠
19	11	虚血性心疾患	動脈(心筋に酸素・栄養を送る血管)が動脈硬化で狭くなったり、詰まった
			りすることが原因といわれている。
			幻覚や妄想、興奮などの激しい症状のほかに、意欲の低下や感情の起伏の
			喪失、引きこもりなど、多彩な精神症状を呈する病気。発症のメカニズム
20	11	統合失調症	や根本的な原因は解明されておらず、また、単一の疾患ではない可能性が
		עני בו אל בו אליים.	指摘されており、症候群である可能性があるが、未だに決定的な定説の確
			立を見ない。
			腎不全や尿毒症などで腎臓の機能が阻害され、体内の老廃物を除去できな
21	12	人 工 透 析	くなった場合などに、人工的に血液を浄化する方法。正式には「血液透析
			療法」という。
			糖尿病、循環器疾患(脳血管疾患・心疾患など)及びがんなどが代表的なも
22	14	生活習慣病	ので、食生活、運動、休養、喫煙及び飲酒など日常生活習慣の在り方が心
			身の健康状態を悪化することに大きく影響し発症する疾病のこと。
			血液中に含まれる脂質が過剰、もしくは不足している状態を指し、平成19
		nia ee	年7月に高脂血症から脂質異常症に改名された。診断基準による分類は、高
23	14	脂質異常症	コレステロール血症、高LDLコレステロール血症、低HDLコレステロール
			血症、高トリグリセリド血症といった種類がある。
			糖尿病の合併症の一つで、糖尿病によって腎臓の糸球体が細小血管障害の
24 1			ため硬化して数を減じていく病気。インスリンによる血糖制御ができず生
	14	糖尿病性腎症	体が高濃度のグルコースにさらされるとタンパク質修飾のために糖毒性が
			生じ、これが長く続くと微小血管障害によって生じる糖尿病性腎症を発症
			する。
			新薬(先発医薬品)の独占的販売期間が終了した後に発売され、新薬と有効
25	15	後発医薬品	成分、効能、効果、用法、用量が同一である医療用医薬品。新薬と比較す
23	10	(ジェネリック医薬品)	ると安価である。
			ο ⊂ 久 川 ⊂ Ͷ ∵ Θ ο

			宋庄町ナーメバルへ計画用品条
No	頁	用語	解 説
		特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病を予防するという
26	17	(特定健診)	観点で、平成20年4月から医療保険者に義務付けられた40歳から74歳まで
		(TOXCKED)	を対象とする健康診査。
			一般に①医療機関受診率②健診受診率を共に「受診率」というが本計画で
27	17	受 診 率	は②の意味で使用している。①国保被保険者がどのくらいの頻度で医療機
		χ ψ +	関にかかったかを示す指標。レセプト件数÷被保険者数×100②健診受診者
			数÷健診対象者数×100
			特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、医
			師や保健師、管理栄養士等が対象者一人ひとりの身体状況に合わせた生活
28	18	特定保健指導	習慣を見直すためのサポートを行うもの。特定保健指導には、リスクの程
			度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。内臓脂肪型肥満に高血
			糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上を合併した状態をいう。
29	20	有 所 見 者	健康診断等の結果、何らかの異常の所見が認められた人のことをいう。通
			常、医師から要経過観察、要治療、要再検査などの指示(判定)がある。
		メタボリック	□大西に記せと仏謝庁紀報 少較」 畄に「メカギ」とも言う 内時形比利
30	20		日本語に訳すと代謝症候群、省略し単に「メタボ」とも言う。内臓脂肪型 肥満に高血糖・高血圧・脂質異常症のいずれかが合併した状態。
		シンドローム	肥満に高皿糖・高皿圧・脂貝乗吊症のいすれがが合併した仏態。
			メタボリックシンドロームの診断基準には達しないが、ダイエットによっ
31	20	メタボ予備群	てリスクが改善されるであろう肥満を指す。
			心臓が収縮して全身に血液を送り出すときに、血管にかかる圧のこと。一
32	22	収縮時血圧	般にいう「上の血圧」のこと。
0.0			心臓が拡張して全身から血液が心臓に戻ってくるときに、血管にかかる圧
33	22	拡張時血圧	のこと。いわゆる「下の血圧」のこと。
			肝臓で作られたり、食物から吸収されたりする脂質の一種で、体を動かし
24	22	中性脂肪	たり、体温を保持したりするエネルギー源となる。中性脂肪の値が高くな
34	23		り、皮下脂肪や肝臓などに過剰に蓄積されると、脂質異常症やメタボリッ
			クシンドローム、脂肪肝、肥満、動脈硬化などへとつながっていく。
			高比重リポ蛋白(HDL)として血中に存在するコレステロール。LDLコレス
35	23	HDL-コレステロール	テロールが悪玉コレステロールと呼ばれるのに対し、善玉コレステロール
33		(HDL-C)	と呼ばれ、主に体内の組織からコレステロールを受け取り、肝臓に運ぶ時
			の形体のことをいう。
			赤血球の中にある酸素を運ぶヘモグロビンに血液中の糖が結合したもの
36	24	HbA1c	で、過去1~2か月間の平均血糖値を表す。計測値基準としてJDS値とNSGP
30			値があり、日本ではJDS値が使用されてきたが、平成25年に厚生労働省が
			国際標準値であるNGSP値に統一した。
			塩分摂取量の測定は、1日に摂取する塩分の量を測定することを指す。正確
37	26	推算塩分量	には24時間尿をためて検査を行う。東庄町では尿でのナトリウム・クレア
01		<u> </u>	チニン排泄量などから一日の塩分摂取量を推定する方式で平成28年から実
			施している。
38	27	若年者健診	36歳から39歳までの東庄町国民健康保険加入者に行っている健診。検査項
			目は特定健診と同じで平成28年から実施している。
39	30	35 歳 節 目 健 診	35歳の者を対象に実施する個別健診をいう。
			骨形成速度よりも骨吸収速度が高いことにより骨に小さな穴が多発する症
40	30	骨粗しょう症	状で、日常生活程度の負荷によって骨折を引き起こす。骨折による痛みや
			障害はもちろん、大腿骨や股関節の骨折はいわゆる高齢者の寝たきりにつ
			ながり、生活の質(QOL)を著しく低くする。
		ロコモティブ	骨、関節、筋肉などの運動器の衰え・障害(加齢や生活習慣が原因といわれ
41	30	シンドローム	る)によって、要介護になるリスクが高まる状態のこと。省略し「ロコモ」
			とも言う。

No	頁	用語	解 説
			Body Mass Indexの略。体重と身長の関係から肥満度を示す体格指数で平
42	33	BMI	成6年にWHO(世界保健機関)が定めた肥満判定の国際基準。
			BMI = 体重(kg) ÷ (身長 (m) × 身長 (m))
			低比重リポ蛋白(LDL)として血中に存在するコレステロール。HDLコレス
43	34	LDLコレステロール(LDL-	テロールが善玉コレステロールと呼ばれるのに対し、悪玉コレステロール
43	54	C)	と呼ばれる。LDLは、肝臓で作られたコレステロールを体内の末梢まで運
			ぶ機能があり、過剰になると動脈硬化の原因となる。
			ここでは「尿酸値」を指し、物質代謝の最終生産物(プリン体等)の血中濃
			度のこと。尿酸は通常、老廃物として尿と一緒に排泄される。血中濃度が
45	34	尿    酸	ある一定量を超えると高尿酸血症と診断され、高尿酸血症の状態が長く続
			くと、血液に溶けきらなかった尿酸は結晶になって関節に沈着し、急性関
			節炎(痛風)を引き起こす。
			ある一時点において病気を有している人の割合。集団での特定の時点での
46	36	有 病 率	健康問題の大きさをはかり、その対策を立てるなど、行政面で有用な指
			標。
47	41	国民健康保険団体	国保連と略して言うことも多い。国民健康保険法第83条に基づき設立され
47	41	連合会	た公的な法人で、都道府県ごとに47団体が組織されている。
48	41	個人情報保護条例	地方公共団体が保有する個人情報を適正に取り扱うために必要なルールな
40	71	四八四	どを定めている条例。

保健事業実施計画 (データヘルス計画) 《2019 年度~2023 年度》

発行: 2019 年 4 月

編集:東庄町役場町民課国保年金係

住所:千葉県香取郡東庄町笹川い 4713-131

電話:0478-86-6071